

大田市告示第 42 号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の14第2項の規定により、出雲市への可燃性一般廃棄物処理事務の委託を、令和4年3月31日をもって廃止するので、同法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2第2項の規定により告示する。

令和4年3月24日

大田市長 楫野弘和

